

令和5年度 第4回 北海道社会福祉審議会 地域福祉支援計画専門分科会

次 第

- 1. 開会挨拶
- 2. パブリックコメントの実施結果
- 3. 「素案」から「案」への変更点
 - (1) 一覧表 (パブリックコメント)
 - (2) 具体的な修正箇所
- 4. 今後のスケジュール



かでる 2.7 (740研修室)

 $[13:00\sim]$

[令和6年1月25日(木)]



専門分科会委員名簿

(敬称略)

	区分	所属	氏	名	出席状況				
▶ 高齢・障がい・児童・その他の福祉に関する共通事項									
	1	北星学園大学 社会福祉学部 教授	岡田	直人	オンライン				
	2	北星学園大学 副学長	中村	和彦	オンライン				
	3	藤女子大学 名誉教授	橋本	伸也	現地				
	4	(一社)北海道医師会 副会長	藤原	秀俊	_				
•	福祉人材養成・確保								
	5	(公社)日本介護福祉士養成施設協会 北海道支部	澤田	乃基	_				
	6	(社福)北海道社会福祉協議会 副会長	髙江	智和理	オンライン				
•	・福祉サービスの適切利用推進・基盤整備								
	7	(労協)ワーカーズコープ・センター事業団 北海道事業本部長	平本	哲男	オンライン				
▶ 市町村が行う「我が事・丸ごと」への支援									
	8	(社福)ゆうゆう 理事長	大原	裕介	オンライン				
	9	(公財)北海道民生委員児童委員連盟 会長	佐川	徹	_				
	10	(社福)禎心会 介護老人福祉施設ら・せれな 施設長	村山	文彦	オンライン				



2 道民意見提出手続(パブリックコメント)の実施結果

(1) 趣旨

社会福祉法第108条第2項の規定により、広く道民の意見を反映させるために必要な措置として、「道民意見提出手続に関する要綱」に基づくパブリックコメントを実施。

(2) 実施方法及び募集期間等

- ① 実施方法 道ホームページでの掲載、各振興局での閲覧、市町村や関係機関への周知
- ② 募集期間令和5年12月8日(金)から令和6年1月9日(火)まで
- ③ 意見の提出方法 電子申請(入力フォーム)、メール、郵便、ファクシミリ

(3) 提出のあった道民意見の件数及び反映状況

- ① 件数提出者数7件、意見総数9件
- ② 反映状況

区分	対応方向	件数		
Α	意見を受けて案を修正したもの	1件		
В	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの	5件		
С	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの	2件		
D	案に取り入れなかったもの	0件		
Е	案の内容についての質問等	1件		
合計				



3 「素案」から「案」への変更点(1)一覧表① ※ いずれも趣旨要約

意見の概要	区分	意見に対する道の考え方
【P3】他計画との関係 来年度、改正障害者差別解消法が施行されるが、その ことは含まれているのか。	Ε	この計画は、福祉の各分野に共通的な事項を記載する「上位計画」の位置付けであるため、障がい福祉計画と整合を図り、一体的に推進していくこととしているので、法改正の趣旨を踏まえ、各種の施策を実施していく。
【P15】地域福祉計画の推進支援 「総合福祉計画に内包されている」という理由により、 地域福祉計画を策定していない市町村があるので、改め て策定意義を伝えるとともに、他計画との関係性を整理 し、計画の一体化のあり方を明確に示してもらいたい。	В	策定率が6割台にとどまっている地域福祉計画の現状を踏まえ、他計画の活用方法や一体的な策定に係る考え方を周知徹底しつつ、地域の実情に応じた多様性のある計画が策定されるよう、各市町村を支援していく。
【P17】地域福祉活動計画との一体的な策定等 市町村社協の地域福祉実践(活動)計画を策定していない理由のうち最も多いものが「市町村の地域福祉計画が策定されていないこと」となっていることから、一体的な策定に向けて、より積極的に働きかけてもらいたい。	В	双方の計画を一体的に策定している例が道内に複数あるため、地域福祉計画が策定されておらず、あるいはこれから見直しを行おうとする市町村に対しては、各計画が持つ役割を明らかにした上で、実際の策定例を用いた具体的な手順の助言などを行う。
【P18】住民参加や民間企業との協働による策定 この項目の趣旨は、地域福祉の基盤となるネットワー クづくりを進めていくことと考えられ、民間企業への業 務委託は、この項目で伝えるべき趣旨から外れているの で、他項目で記載することが望ましい。	С	計画の策定に当たっては、「福祉は行政が行うもの」という意識ではなく、住民や民間企業・団体等によるパートナーシップの考え方が重要とされていることを踏まえ、ニーズ調査への住民参加や官民協働による内容協議などの必要性を示している。
【P32】ひきこもりの状態にある方への支援 ひきこもりの推計値が平成30年度のもので、データが 古く、最新のものは内閣府が令和5年3月に公表された 全国約146万人となっているので、訂正してはどうか。		ご意見を踏まえ、「ひきこもりの状態にある方への支援」の本文において、直近(令和4年度)の国調査による推計値が「全国で約146万」とされている旨を追記した。



3 「素案」から「案」への変更点(1)一覧表② ※ いずれも趣旨要約

意見の概要	区分	意見に対する道の考え方
【P35】地域福祉を担う人材の確保と資質向上 福祉の専門職は、給与や休暇が少なく非常に過酷な状況である。福祉支援を考えるのであればまずは労働環境の整備を行い、福祉従事者の確保が先決。働く人が報われることで、福祉についてのイメージが改善される。		福祉や介護の従事者を確保するに当たっては、多様な人材層に幅広く情報発信を行い、仕事への理解を深め、普及啓発を行っていくことが必要であり、労働環境の改善に向けた相談支援や健康対策を推進するなど、現在働いている方の職場定着や離職防止の取組も重要となる。
【P36】福祉・介護人材の確保に関する取組 福祉・介護分野の人材のすそ野拡大を図る強力な対策 や授業料の返還などといった経済的負担軽減策が必要。 また、若い世代に介護職の魅力を発信することで、将 来的な職業の選択肢となるよう、福祉教育カリキュラム を充実させるなどしていく必要がある。	В	道では、多様な人材の参入促進に向け、福祉人材センターの運営や修学資金の貸付等を行っており、次世代の人材育成に向けては、児童期や青年期の段階から福祉・介護の仕事に関する興味・関心を高め、理解を深めていく取組が必要と考えている。
【P39】地域福祉を支える人材の養成 ケースワークまでは必要としていないが、手を差し伸べてほしい人々は多くいる。 コミュニティワークを学習して地域の人々に関わり、商 業施設やスーパーに高齢者の見守りを行う「見守り隊」 を作ってはいかがか。自然に話しかけ、手助けするボランティアを養成したい。	В	地域福祉の推進に当たっては、誰もが地域社会の一員として住民参加することが重要とされていることを踏まえ、道では、年齢や属性を問わず、ボランティアや住民主体の自主活動を推進しており、見守りが必要な方を地域社会全体で支援するため、福祉に関する各種のサポーター制度を拡大するなど、住民参加の一層の促進を図っていく。
【P48】民生委員・児童委員の活動強化 働きながら民生委員の活動をする方が増えている中、 仕事を休みやすい環境があれば、担い手も増えるものと 思う。	В	民生委員・児童委員が働きながら活動するためには、活動のための休暇を取りやすい職場環境を整備していただくこと重要となる。こうした考え方が広く理解されるよう、今後とも民生委員制度の普及啓発に努めていく。



3 「素案」から「案」への変更点(2) 具体的な修正箇所

Page	標題	修正内容	区分
P 14	主な施策の体系	全体的に「住民主体」や「参加型」の理念が希薄であるとの ご意見を踏まえ、主な施策の体系図において、本計画の共通理 念に「住民参加による地域福祉の推進(法第4条)」を加えた。	委員意見
P 32	ひきこもりの状 態にある方への 支援	ひきこもりの状態にある方の推計値について、直近(令和4年度)の国調査による結果が「全国で約146万」とされている旨を追記した。	パブコメ
P 44	地域包括支援センターの機能充 実に向けた取組	福祉の相談支援体制は、高齢者福祉分野の地域包括支援センターだけでなく、障がい福祉分野や児童福祉分野についても記載すべきとのご意見があったことを踏まえ、3分野の主な相談支援体制を記載することとした。	委員意見 庁内会議
P 45	児童生徒が抱え る課題に対する 教育相談体制の 充実	取組概要において、SSWとSCの双方が「市町村・福祉の相談窓口・学校・児童生徒」の4者に働きかける仕組みであることなどが判然となるよう図案を修正した(これまで、「福祉の相談窓口」のみに働きかけるかのような図案になっていた)。	庁内会議
P 59	災害時に備えた 地域支援体制の 構築	災害ボランティアセンターだけではなく、福祉の専門職が 主体となる支援チームの活動も盛り込むことが望ましいとの ご意見を踏まえ、災害時派遣福祉チーム (DWAT) に関する記 述を追加した。	委員意見



4 今後のスケジュール

- ✓ 前回分科会(令和5年10月30日)以降の主な取組と今後の策定に向けたスケジュールは以下のとおり。
- ◆ 令和6年4月の計画開始に当たっては、印刷・製本を行い、委員の皆様をはじめ、 市町村を中心とする行政機関や社協等の関係機関に配付させていただく予定。
 - ◆ 令和5年11月27日
 - ・・・道議会(令和5年第4回定例会)に「計画素案」を報告
 - ◆ 令和5年12月8日~令和6年1月9日
 - ・・・・道民意見提出手続(パブリックコメント)を実施
 - → 令和5年12月18日~令和6年1月17日
 - …地域説明会を実施(帯広市、函館市、釧路市、札幌市、旭川市、北見市)
 - ◆ 令和6年2月5日
 - …北海道社会福祉審議会に「計画案」(事務局案)を報告
 - ◆ 令和6年2月20日
 - ・・・道議会(令和6年第1回定例会)に「計画案」を報告
 - → 令和6年3月下旬
 - …計画決定
 - → 令和6年4月1日
 - ・・・計画開始、ホームページでの掲載、関係先への配付

